

2025年3月31日

株式会社ヒロフ

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と育児を両立させることができ、また社員全体が働きやすい雇用環境整備を行うため、策定した行動計画を次のように変更（計画期間延長）する。

1. 計画期間： 2022年3月1日～2026年2月28日（11カ月延長）

※変更前： 2022年3月1日～2025年3月31日（3年1ヶ月間）

2. 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活路家庭生活路の両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 育児・介護旧療法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策 育児・介護に関連する法制度等に分かりやすくまとめる。
社内WEB掲示板を活用し、周知を図る。
希望者への相談受付をメールも可とし、対応。

実施時期 計画期間中、随時対応

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 年次有給休暇の取得の促進のため措置の実施
テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入

対策 管理職への年次有給休暇取得実績の報告および取得促進への呼びかけ
テレワークは利用者が限られているため広く利用促進をおこなっていく

実施期間 計画期間中、随時対応